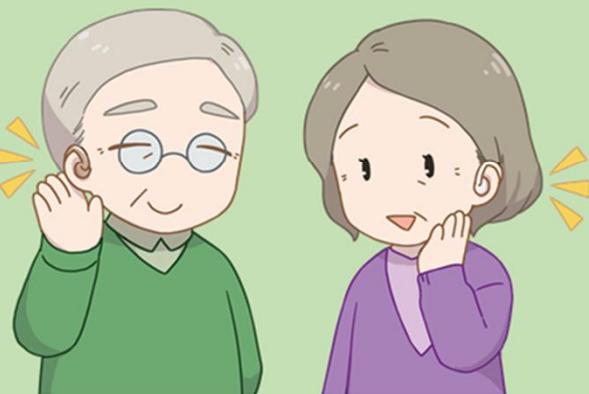


65歳以上のつくば市民の皆さんへ

補聴器の購入費を



補助します



対象者 以下の要件をすべて満たしている方

- 申請年度内に満65歳以上となるつくば市民
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で医師から補聴器の使用が必要であると認められた方
- 身体障害者手帳（聴覚障害）の対象にならない方

内容

補聴器購入費用の2分の1を補助

（管理医療機器として認定された補聴器に限る）

上限金額 **30,000 円**

補助を受けるためには、事前の申請が必要となります。申請前に購入されたものは、補助の対象にはなりませんのでご注意ください。詳細は裏面をご覧ください。

申込・問合せ先 つくば市高齢福祉課
電話 029-883-1111（代表）
※平日午前8時45分から午後4時30分まで



申し込みから補助金入金までの流れ



1 申請書類を用意する

申請書類は、高齢福祉課窓口・ホームページにて取得可能

2 耳鼻科を受診し、 補聴器に関する意見書（様式第2号）を作成してもらう

※医療機関の受診費用（受診料・検査料・文書料等）は自己負担になります

3 補聴器販売業者に見積書を作成してもらう

4 申請書類を高齢福祉課に提出する ※申請は2月末まで

提出書類：申請書 / 意見書 / 見積書

→ つくば市で申請内容を審査し、交付の決定を行います

5 補助金交付決定通知が届き次第、補聴器を購入する

6 補助金実績報告書と領収書の原本、補助金交付請求書を 高齢福祉課に提出する

7 つくば市から申請者の口座に補助金額をお振込み

→ 請求書提出から振り込みまでに1か月程度かかります

【注意】 交付決定通知が届く前に購入したものは対象になりません。

※ 本制度を利用して購入した補聴器の売却や譲渡はできません。

※ 補助金の対象は補聴器本体のみです。その他の付属品や集音器は対象外です。

※ 付属品や修理、メンテナンスは補助の対象外です。

※ 補助は1人につき1回限りです。